

研究情報

Research Information

No.133 Aug 2019

「広葉樹の利用と森林再生についてのワークショップ」実施報告(2):
資源利用分科会

森林生態研究グループ長(現森林総合研究所植物生態研究領域チーム長) 奥田 史郎

広葉樹材の利用について討論した分科会での意見は多岐にわたったが、以下のとおり大きく三つに分けてみた。

一つ目は、利用を進めるための条件、環境整備についてである。広葉樹材は現状でも一定の需要があるもののまだ少なく、その要因の一つを情報の欠如に求める意見が多かった。山元での資源量に始まって利用する側でのニーズなど、全般的な広葉樹資源に関する情報が少ないことが利用する上でのネックとなっている。広葉樹には多くの利用可能樹種があり、全てについて情報を揃えることは容易ではない。また、針葉樹と異なり公的な資源量の情報提供も十分ではない。このため、助成金等を活用してでも情報の収集・蓄積をしてほしいとの意見があった。情報利用上の効率性からも短期的な情報の更新が必要であるだけでなく、川上と川下での双方向での情報の共有、交換も不可欠である。利用する側からみると、山元カタログのような、個別立木状態での樹種、サイズ、形質等の情報が整備されると有用性が高い可能性がある。関係者間での広葉樹に対するイメージの乖離もある。山林の所有者側では循環的な資源利用を目的とし、環境調和的に理想的な針広混交林をイメージする面が強いが、技術的な蓄積は少なく現実には育成が難しい。また、経営的にはコスト面での制約も多く、必要な材が決まっている需要側からの提案による事前契約での確実な採算性を担保したい所有者が、現状ではまだ多い。

二つ目は、伐採、販売の難しさと条件整備についてである。現状では立木販売や、限られた市場での不定期の売買が主体である。恒常的な販売先が少ないため計画的な生産が難しい環境にあるが、利用する側から見れば確実な供給体制が無いと言え、それがネックとなっている。

川上側の事情で言えば、伐採が難しく伐倒者も不足しているため出材量の確保が困難で、伐採地の保全や更新など、健全な利用を可能とする技術も乏しいことも問題点である。利用する側では量的な利用を進めるために広域的に受給可能な基幹的商品を開発しているが、商品のユーザーからは確実な供給が強く求められ、そのため非効率な直接買い取りをせざるをえなくなる、といったように現実には供給が不足している。また、乾燥技術、加工技術を持っている業者は一部で、地域的にも限定されており、マーケットは少量、多品種にのみ対応している状況にある。

三つ目は、どの様に利用を拡大するかである。基本は新しいニーズの発掘、新しい素材の開発が基礎となる。近年伸びてきた薪材としての利用は、薪ストーブの普及拡大もあって需要が増大してきている。樹種の制限が少なく加工も簡単なため有力だが、供給が足りない地域もあるため広域流通しており、域内で流通消費するシステムの整備が急がれる。しいたけ原木は需要が大きく、単価も高いが生産が集約的でないため供給量を増加させるのが容易ではない。新しい素材の開発が最も望まれているが、そのためには多分野の連携が必要である。川上から川下まで包括するネットワーク連携により、地域固有の製品開発、ブランド化などの基盤整備が必要という意見も多かった。さらに、多様な視点を持つ広汎な知識を持つ人材の育成が必要である。

最後に情報の共有を図るためにもマニュアルの整備が提案された。広葉樹の特性を考えると、成功事例の収集を軸に地域性、樹種、製品などによる類型化を加味した多様なメニュー型のものが、実用性が高そうである。



「広葉樹の利用と森林再生についてのワークショップ」実施報告(3) ：森林経営管理分科会

チーム長（山村振興担当）（現森林総合研究所四国支所流域森林保全研究グループ長）垂水 亜紀

広葉樹ワークショップの第3分科会テーマは「森林経営管理」です。ここでは、2019年4月1日より施行された「森林経営管理法」に基づく「森林経営管理制度」及び「森林環境譲与税」（「森林環境税」）に関する議論が中心となりました。議論に当たり、ファシリテーターの三重大学石川知明先生から3つの論点提示が行われました。本稿ではその論点に沿って、分科会の議論を振り返りながら、現場での課題や取り組みなどについてご紹介します。

1. 森林経営管理制度はうまく機能するのか？

森林経営管理制度について概要（図）を説明します。市町村がまず行わなければならない

いのが、これまでの行政施策では森林経営管理を行うことが困難な森林の抽出です。次に、抽出された森林の所有者への意向調査を行い、対象森林の中で林業経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理を再委託し、適さないとされた森林は市町村が自ら管理を行うという流れになっています。これまでの林業施策は、国の施策について都道府県が中心となって実施するスタイルが定着しており、各市町村が実施するのは小規模な事業が中心という状況でした。林業課が存在しない自治体がほとんどであり、山のことを知らない市町村職員には負担が大きすぎ、機能しないのではないかという意見が多く出されています。これに対して、都道府県の林業職員OB等が「地域林政アドバイザー」として関わることでフォローするという形を取っていますが、「果たしてそれで何か変わるのか」といった厳しい意見もありました。

2. 森林環境税（森林環境譲与税）の用途

森林環境税は2024年（令和6年）から課税

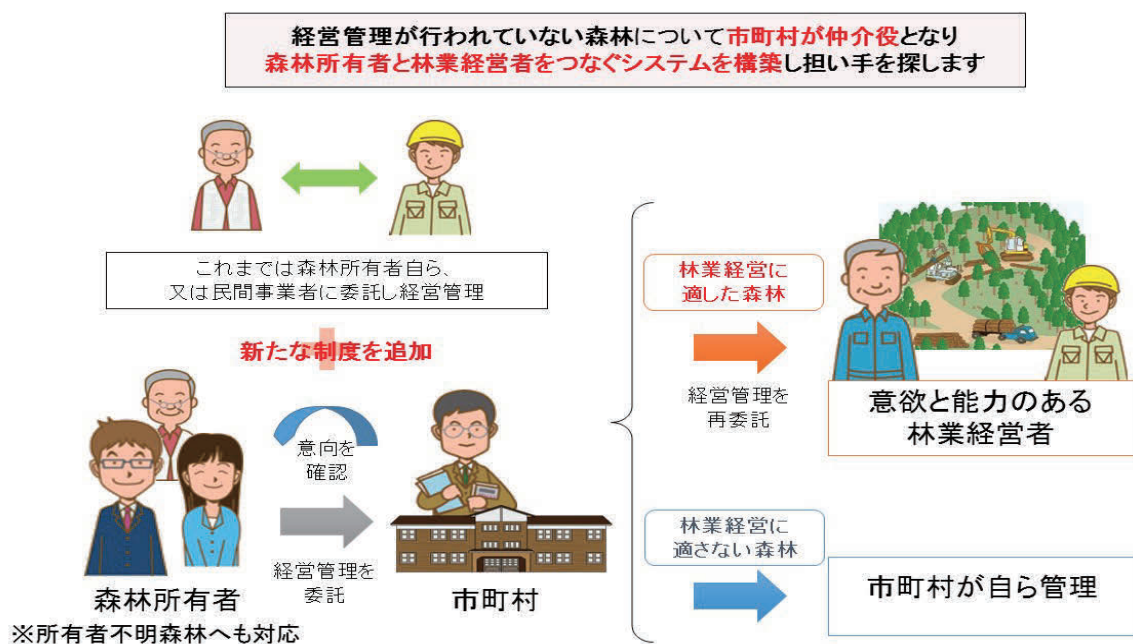


図 森林管理制度の概要

林野庁 HP <http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html> より抜粋

が始まりますが、それまでは特別会計から借り入れる形で森林環境譲与税として都道府県や市町村に配分されます。

ただ、すでに37府県1市（平成29年1月現在）で独自の森林環境税の名目で課税がなされており、目的や内容が重複し、二重課税と指摘されることが懸念されています。

これまで課税を行っていた都府県民税は「廃止」「縮小」、「使用目的を変える」などの方向性があり、他の目的として「観光地や保育園での啓蒙・教育的利用」「竹林の整備」「防災を重視した森林整備」という意見がありました。

元々、都道府県民税を施業放置林や竹林などの整備に活用してきたところが多く、それを森林環境譲与税に切り替えることが可能なのか、切り替えずに他の用途に活用する場合など、どの選択であっても説明が必要となります。

一方、山間部の自治体では所有者不明、あるいは境界確定が進んでいない山林は多く、ひとまず所有者の意向調査に活用できることが重宝され、山林が少ない都市部の自治体では、木材利用が進むことが期待されています。

3. 市町村独自の政策展開

本制度は自治体担当者に大きな負担となることも予想されますが、逆にこれまで財政面や各種規制に阻まれて叶わなかった事業が、自治体主導で行える可能性を持っているとも言えます。「市町村独自の展開ができるのか」という問いに対して、「他のところを参考に作っているうちに独自の計画になるのではないか」との意見があり、現実にあった対策が独自性につながるといった見方もされていました。

また、広葉樹の施業については、「針葉樹の人工林を間伐して混交林を狙うという施業方

法が提案されたが、批判も多い。混交林では林内が暗すぎる。群状伐採でも樹高分は開けないといけない。シカ問題も出てくる」、「広葉樹だったら生えてくるというのは楽観論である」「広葉樹の更新手引きはあるが、広葉樹は国内で600数十種もあり、対応できるのか」という意見から広葉樹の更新施業の難しさが見て取れます。

「何もしないとうなるというビジョンも示す必要がある」、「今までのゾーニングはどうだったのか、総括がなされていない」という指摘は、大変重要であり、広葉樹の利活用を考えるにあたり、部門を横断した総括は不可欠でしょう。

4. 終わりに

「経営管理法の『経営』とは何か？本当に「経営者」なのか。ただ伐採するだけになっているのではないか。現場に経営者がいない。経営者とは地域で核になる人、運用する人であり、ヨーロッパのフォレスターはそういう存在である。市町村を越えて横につながる存在でなければならない。」との意見が出されましたが、この考え方が最後まで問われる制度であると思います。

現在の林業は「素材生産業者に任せすぎている。作業員、経営者、リーダーそれぞれの人材育成が必要」との意見もありました。森林環境譲与税は人材育成にも活用可能です。大局を見ながら、森林を真に経営できるよう、人材を多段階で育成できるかどうか、制度の成否を分けるのかも知れません。

制度や助成の活用もさることながら、それぞれの現場で、広葉樹は今後どのような経営管理がなされるべきなのか、引き続き情報交換をしながら考えていく必要を感じた分科会でした。

森林と防災 第2回

スミレモが語る崩壊危険度

森林環境研究グループ 多田 泰之

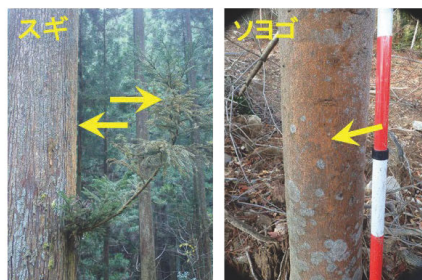
山地の地盤調査もデジタル化が進み、遠隔探査技術の発展は目覚ましく、短時間で広域の情報が得られる時代となりました。しかし、最後の判断には現地踏査が欠かせないことは、今も昔も変わりません。多くのシグナルに気づくには現場を見る目を養う必要があります。ここでは分かりやすい水分指標、スミレモについて紹介します。

山道を歩くと古いコンクリートの壁や樹木がオレンジ色に染まっているのをしばしば見かけます。それはスミレモと呼ばれる気生藻類です（写真1）。暖かい気候を好み、熱帯を中心に広く世界に分布しています。出現率は地域で異なりますが、日本でも九州～北海道で見ることができます。本来緑色ですが、紫外線から身を守るためカロチノイド系の色素を細胞に蓄え、オレンジ色に発色します。スミレモ類のうちスギ・ヒノキ・アセビなど、樹皮の凹凸が多い樹種にはスミレモが、ソヨゴ・クロキなど樹皮が平滑な樹種にはプリンツスミレモが選択的に付着します。また、スミレモの形状は綿状でカーペット状に付着するのに対し、プリンツスミレモはペンキを塗ったように薄く付着し、肉眼では確認できませんが、非常に小さな糸状をしています。

スミレモは山地のどこにでも出現するわけではありません。水辺以外で出現しやすい場所は、崩壊跡地や地すべり地形、断層地形、沖積錐など、山地の中でも地下水が豊富で、林内の湿度が高い場所に限られます。写真2は平成29年九州北部豪雨で生じた崩壊の様子です。崩壊地に残ったスギの樹皮にはオレンジ色のスミレモが多く付着しています。同様の事例は他地域で発生した山腹崩壊でもしばしば確認されます。

崩壊は地下水だけでなく傾斜や地盤の風化度も大きく影響をします。しかし、林内でオレンジ色の木（スミレモ）を見かけたら、「地下水が豊富な場所」と考えて良いでしょう。スミレモはオレンジ色に発色し、まるで私たちの注意を促しているようです。

外観



拡大



スミレモ プリンツスミレモ

写真1 スミレモ類の着生状況

遠景



外観



写真2 崩壊地で確認された事例

巻頭帯写真について：関西支所樹木園メタセコイア並木

本誌を含む関西支所刊行物は
こちらからご覧になれます。



研究情報 第133号

令和元年8月30日発行

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林総合研究所関西支所

京都市伏見区桃山町永井久太郎 68 番地

〒612-0855 Tel. 075(611)1201 (代表)

Fax. 075(611)1207

ホームページ <http://www.ffpri.affrc.go.jp/fsm/>